

平成19年2月21日

(財)日本容器包装リサイクル協会
専務理事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課長
財務省理財局総務課たばこ塩事業室長
厚生労働省医政局経済課長
農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室長

特定事業者の再商品化委託料金の公表について

貴協会におかれては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)の再商品化業務の実施について、かねてから御尽力いただいております。再商品化の義務を果たさない特定事業者、いわゆる「ただ乗り事業者」に関しても、その防止を図る観点から、貴協会との間で再商品化委託契約を締結し、その委託料を完納した特定事業者の名称を再商品化義務履行者リストとして貴協会のホームページで公表する等、再商品化業務に関する情報の提供等の取組を推進していただいているところである。

貴協会の情報の提供等については、先の容器包装リサイクル制度の見直しの審議において、さらなる業務の透明性の向上や社会的な潮流としての特定事業者の社会的責任を果たすための積極的な情報開示が求められている中、再商品化義務を履行した特定事業者の再商品化委託料金について個別に公表すべきであるとの意見が寄せられたところである。

この公表については、

容器包装リサイクル法に基づく再商品化業務の実施に係る透明性の向上に資することからその必要性が認められること、

特定事業者自らが社会的責任を果たしていることの表明の一環としていることから公益性を有していること、

再商品化委託料金の情報は、再商品化委託契約に当たって特定事業者から指定法人に提出されるため、当該委託料金の公表に際し貴協会の過大な業務負担にならないことから、一定の合理性があること

と判断され、可能な限り速やかに再商品化義務を履行した特定事業者の特定分別基準適合物ごとの再商品化委託料金を公表されたい。

ただし、再商品化委託料金の企業情報は、公表することによって競合する事業者間の公平かつ適正な競争に影響を与える可能性がある。このため、公表に際しては、個別の特定事業者への意向照会を行い、自らの特定分別基準適合物ごとの再商品化委託料金の情報について公表することの承諾を得られた特定事業者についてのみ実施されたい。